

- ◆ 教員養成大学・学部等は，教育現場の新たな教育課題やニーズに適時・的確に対応して先導的な教員養成の取組みを行える十分な状況とはなっていない
- ◆ 「令和の日本型学校教育」の実現、特に、GIGAスクール構想を踏まえた個別最適な学びや協働的な学びを実現するための高い資質・能力を有する教師を育成するための先導的・革新的な教員養成の取組みを加速することが喫緊の課題となっている。
- ◆ このような状況を踏まえ、以下 1. ～ 2. について取り組むこととする。

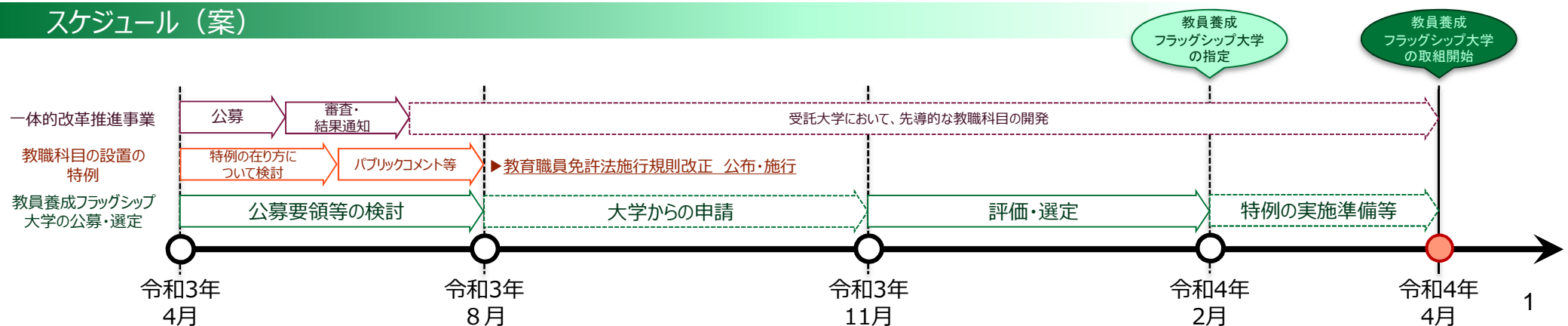
1. 「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」による先導的な教職科目の開発【令和3年度～】

- 喫緊の対応が求められる教育課題により迅速に対応し、汎用性の高い教育プログラムとして他大学に展開していく観点から、令和3年度の「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」において、先導的な教職科目の開発を大学に委託

2. 指定大学に対する教職課程の特例制度の創設（教員養成フラッグシップ大学）【令和4年度～】

- 「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成の重点課題について、先導的・革新的な教員養成の優れた実績及び構想を有するものとして文部科学大臣が指定した大学においては、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」の一部に代えて、大学が設定するこれらに準ずる新たな科目を修得することによって、教員免許の取得（幼・小・中・特支一種及び高校）を可能とする制度を創設 ※ 教育職員免許法施行規則の改正

スケジュール（案）



教員養成フラッグシップ大学のイメージ

1. 教員養成フラッグシップ大学の役割

- 「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体の変革を牽引するため、①先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発、②全国的な教員養成ネットワークの構築と成果の展開、③取組の検証を踏まえた教職課程に関する制度の改善への貢献等

2. 公募・指定の方法

- 文部科学省が定める「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成の重点課題に基づき公募（別紙 1）
- 大学からの申請に基づき、教員養成部会の下に設置された教員養成フラッグシップ大学推進委員会において、①全学体制、②教育研究計画・構想、③教員養成及び教育研究の実績、④成果等の普遍化・発信・共有等の観点から総合的に審査
- 教員養成の優れた実績及び構想を有するものを文部科学大臣が教員養成フラッグシップ大学として指定

3. 制度上の特例

- 文部科学大臣が指定した大学（学部段階）において、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」の一部に代えて、大学が設定するこれらに準ずる新たな科目を修得することによって、教員免許の取得（幼・小・中・特支一種及び高校）を可能とする（別紙 2、3）【教育職員免許法施行規則の改正】
- 指定した大学の教職大学院において、告示※に定める「共通 5 領域」の必修単位数を弾力化するとともに、その一部に代えて、大学が設定する新たな領域科目を修得することによって、教職修士（専門職）を取得することを可能とする（別紙 4）

※ 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年三月三十一日 文部科学省告示第五十三号）

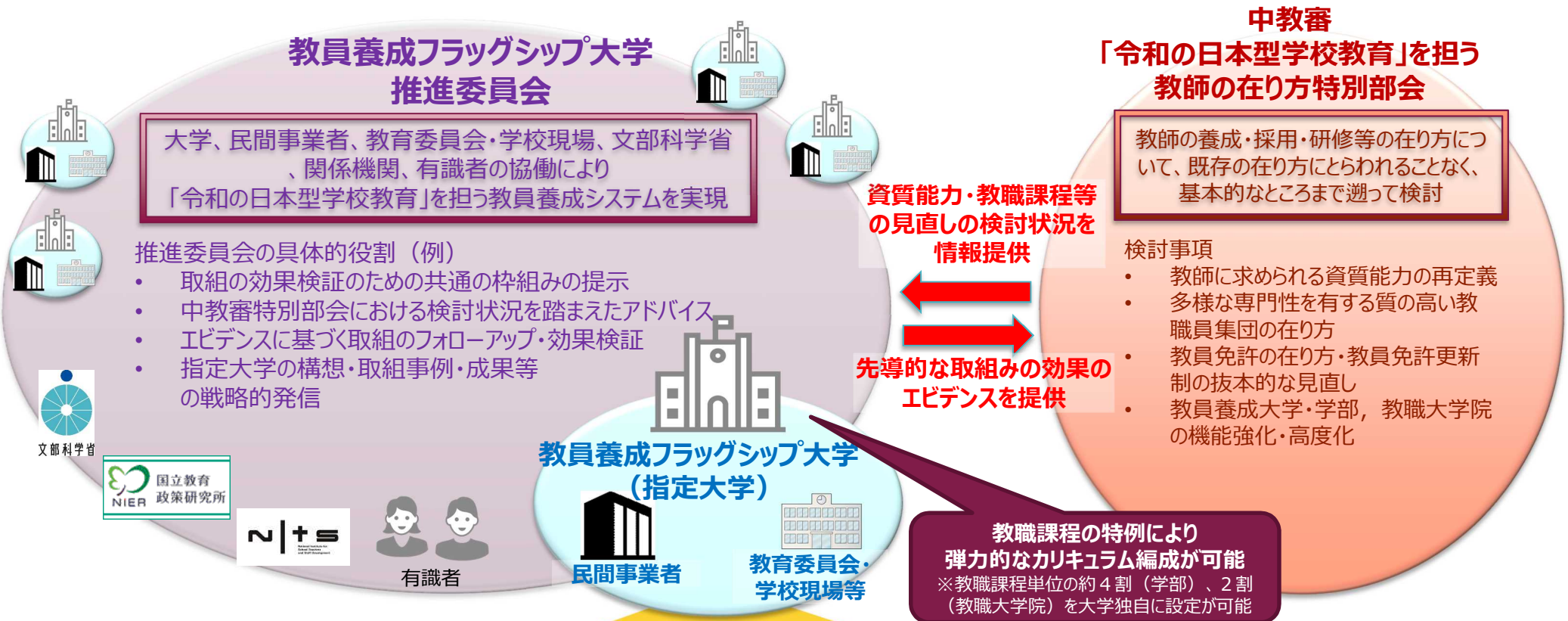
4. 新たな教職課程のモデル開発への参画

- 指定大学は、文部科学省、国立教育政策研究所、教職員支援機構、有識者等からなる教員養成フラッグシップ大学推進委員会に参画、取組の効果に関するエビデンスを提供し、専門的知見に基づくアドバイスを受ける
- 指定大学は、推進委員会で行われる評価・検証への参画を通じ、「令和の日本型学校教育」に対応した新たな教職課程のモデル開発に協力すること

5. 指定期間・成果の検証

- 指定期間は 5 年間とし、成果を踏まえて継続を可能とする
- 教員養成部会において特例対象大学の取組の成果を把握し、必要に応じ、教職課程に係る制度改正の検討に反映

教員養成フラッグシップ大学構想の推進体制と成果の展開イメージ



◆ 指定大学に求められる取組

- 指定大学と民間事業者・関係機関等が協働して先導的なプログラムを開発
- 優れた研究・人材育成拠点として先導的プログラムを全国的に展開する仕組みを構築

- 指定大学の教職課程の大胆な見直しや高度なカリキュラムマネジメントを通じ新たな教職課程のモデルを提示

- 教育・教員組織の見直しや大学間連携など、教員養成機能の強化・高度化に資する中長期の組織体制整備に関する構想を作成

◆ 成果の展開のイメージ

最先端のプログラムを複数大学で展開、全国的な教員養成の充実・高度化に貢献
成果の普遍化による社会の新たな価値創造へ貢献

コアカリキュラム・教職課程の見直しに貢献

教員養成大学・学部、教職大学院の組織の再編、大学間の連携等を促進

全大学共通の重点課題

フラッグシップ大学推進委員会において指定大学全体の取組をフォローアップ

【6月28日一部修正版】

変化が激しく予測困難な時代に対応するための学習観・授業観の転換を担う教師の育成

児童生徒が自ら調整しながら粘り強く学習に取り組む過程を支援する視点に立ち、他者と協働しながら省察的实践に取り組み続けることを通じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を先導する教師を育成すること

※指定大学に求められる取組：

- 「令和の日本型学校教育」を担う教師として望ましい資質・能力について、**教員養成段階を通じて達成すべき目標を設定**
- **学習観・授業観の転換を担う教師の育成のためのプログラム開発**
 - **学習者（子供）中心の授業デザイン・学習活動デザイン**についての理解増進、ファシリテーターとしての教師の役割についての意識向上
 - **学習科学に基づく省察的实践（仮説設定、教育実践、省察）**を通じて学び続ける教師としての意識・態度の育成
 - **学習者（子供）中心の視点に立った教職科目体系の見直し（教科専門を含む）**
 - **教師・保護者・地域・専門家等と協働する態度や、協働できる環境を整える組織マネジメント**の資質・能力の育成
 - 学校現場における**教育データサイエンスの活用やSTEAM教育**を先導する人材の育成
 - 障害のある児童生徒（ギフテッドを含む）、外国人児童生徒、不登校、経済的に困難な家庭の児童生徒等、**多様な子供への理解・対応力**
 - 学部と教職大学院の一体的な教員養成カリキュラムの検討、現職教員研修（教員育成指標）との連携の在り方の検討
- オンライン講義の活用等により**先導的プログラムを複数大学間に展開するプラットフォーム**等の構築
- 教員養成に関わる**大学教員のFD等による人材育成・能力開発目標の設定・実施**
- 取組を通じた学生の資質・能力の習得の状況の把握、取組の効果についての**エビデンスに基づく評価の実施**
- フラッグシップ大学推進委員会における「令和の日本型学校教育」に対応した**新たな教職課程のモデル開発への協力**

◎ 各指定大学は、**重点課題に含まれる要素を組合わせた独自の領域（テーマ）を設定し、優れた研究・人材育成拠点**として全国的な教員養成の高度化に貢献できる具体的な構想を提案

※求められる要件

- ✓ **民間事業者・他大学・関係機関等との連携**により実施され、**人的・資金的リソースの提供**等、連携先との協力関係が明確であること
- ✓ 当該領域（テーマ）において求められる**人材像と人材育成の具体的な目標**が設定されていること
- ✓ 当該領域（テーマ）に関する**優れた研究開発構想**を有すること（新たな価値の創造、学問領域の創造・再編等）
- ✓ 構想を実現するための十分な**教育・研究基盤**があること（研究組織、教員組織、教学マネジメント組織等）
- ✓ 当該領域（テーマ）における優れた研究・人材育成拠点として構想の**成果を全国的に展開する仕組みの構築**

<特例のイメージ：小学校の1種免許状を取得する場合>

	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項※「外国語」を追加。 ロ 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) ※「外国語の指導法」を追加。	30	30	16
		差分14単位		
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
		差分4単位		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法	10	10	6
		差分4単位		
教育実践に関する科目	イ 教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ 教職実践演習(2単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目	指定大学が加えるこれら(教科及び教職に関する科目)に準ずる科目 22単位(14+4+4)	26	2	2
		83	59	37

指定大学が加えるこれら(教科及び教職に関する科目)に準ずる科目は、現在の「教科及び教職に関する科目」では開設できないものとすることを検討中。

<特例のイメージ：中学校の1種免許状を取得する場合>

	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項 ロ ■各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）（一定の単位数以上修得すること）	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目		差分16単位		
	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上修得） ヘ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		差分4単位		
	イ ■道徳の理論及び指導法（一種：2単位、二種：1単位） ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ト 進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目		差分4単位		
	イ ■教育実習（学校インターンシップ（学校体験活動）を2単位まで含むことができる。）（5単位） ロ ■教職実践演習（2単位）	7	7	7
大学が独自に設定する科目		指定大学が加えるこれら（教科及び教職に関する科目）に準ずる科目 24単位（16 + 4 + 4）		
		28	4	4
		83	59	35

指定大学が加えるこれら（教科及び教職に関する科目）に準ずる科目は、現在の「教科及び教職に関する科目」では開設できないものとすることを検討中。

＜特例のイメージ：教職大学院の共通 5 領域の必修単位数の弾力化のイメージ（例）＞

	共通 5 領域（※ 1）					学校における実習	その他 選択科目
	教育課程の編成及び実施に関する領域	教科等の実践的な指導方法に関する領域	生徒指導及び教育相談に関する領域	学級経営及び学校経営に関する領域	学校教育と教員の在り方に関する領域		
単位数	おおよそ 20 単位					10 単位	（大学による）
修了要件	45 単位以上						

※ 1：共通5領域の単位数について

- ・教科領域を教職大学院に導入する場合には、5 領域すべてを学ぶことを条件に、16～18 単位とする弾力的な運用も可能
- ・管理職を目指す現職教員を主な対象とする学校経営に特化したコースについては、必要に応じて総単位数を12 単位程度に減少させることも可能



	共通 5 領域					学校における実習	その他 選択科目
	教育課程の編成及び実施に関する領域	教科等の実践的な指導方法に関する領域	生徒指導及び教育相談に関する領域	学級経営及び学校経営に関する領域	学校教育と教員の在り方に関する領域		
単位数	10 単位以上（※ 2）					10 単位	（大学による）
修了要件	45 単位以上						

※ 2：引き続き、既存の 5 領域についてはすべてを学ぶことを前提とする

- 共通 5 領域に代えて大学が設定する新たな領域科目は、複数の領域にまたがるものなどで、学校現場等を不断に活用した実践的な科目とすることを検討中
例）学校内外で協働する学校支援系（SC,SSW等）に関する科目、教育関係企業などにおける実習 等

教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業

令和3年度予算額
(前年度予算額)

46百万円
62百万円)

参考

文部科学省

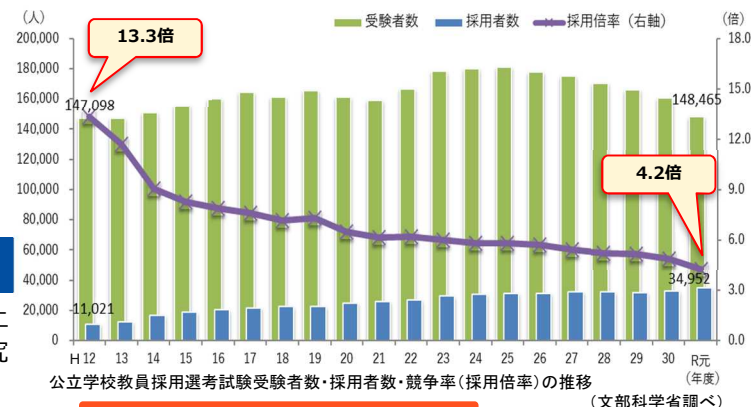
背景・課題

我が国が将来に向けて更に発展し繁栄を維持していくためには、未来を担う子供たちへの学校教育の直接の担い手である教師の資質能力及び教職の魅力向上が不可欠である。教育再生実行会議第十一次提言（令和元年5月17日）においては「Society5.0の到来などの様々な社会変化や技術革新に対応した力を持つ教師の育成は喫緊の課題」とされており、**加速度的に変化する社会に対応する教育革新の大きな流れを見据えた、教師の養成・採用・研修の強化が一層強く求められている。**

事業内容

平成27年12月の中央教育審議会答申などの提言を踏まえ、教師が教職生涯にわたってその資質能力を向上させていく効果的な仕組みの構築に資するため、大学・教育委員会・民間教育事業者等を活用した委託研究等を行うことにより、教師の養成・採用・研修を通じた改革を推進する。

なお成果は、EBPM（Evidence-based Policy Making）の観点から、定量的に示すこと等を推進する。



養成改革の推進

- Society5.0時代の到来などの社会の変化に伴い、学校教育を担う教師には「先端技術を効果的に取り入れたICT活用指導力」「教科等横断的視点に立って児童生徒の資質・能力を育成する力」「個別最適化された学びの在り方を構想する力」などが一層重要になっている。このような新たな社会に求められる資質・能力を有する教師の育成に資する、先導的な教職科目を開発する。

【3箇所×450万円】

- 英語教師を目指す学生を対象とした海外留学を含む教員養成プログラムを開発する。

【1箇所×450万円】

研修改革の推進

- 新型コロナウイルス感染症等の影響により対面による研修の実施が困難な状況となる例が生じているが、学校教育を取り巻く環境の変化に応じた研修は不断に行われるべきものである。また、昨今の学校のICT環境整備の加速に伴い、教師のICT活用指導力の向上も待たなしの急務である。そのため、新しい生活様式の中でも滞りなく実施できる研修や、ICT活用指導力向上に資する研修を開発する。

【2箇所×350万円】

採用改革の推進

- 教職の魅力向上に関する取組の推進
多様な人材を教育界内外から確保するため、教職の魅力向上を図る仕組みや、教職に関する理解を効果的に促進するための情報発信の方法等を開発する。

【1箇所×400万円】

- 障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進
・教育現場で活躍している全国の事例の収集・発信を行う。
・教育委員会や教職課程を置く大学等における合理的な配慮の在り方等を明らかにする。

【2箇所×400万円】

- 教師の採用に関する近年の課題への対応
公立学校における教師の年齢構成は不均衡が生じており、近年、大量退職に伴い採用者数を増加させた教育委員会において採用倍率の低下が生じている傾向にある。こうした近年の課題等に関する要因や、教師の採用に関して成果を上げている教育委員会の取組等を明らかにする。

【1箇所×400万円】

※このほか、教員採用選考試験における共通問題の作成に関する検討も引き続き実施。

アウトプット(活動目標)

- ・先導的な教職科目の開発
- ・教員採用選考試験における受験者数の安定的な確保
- ・教育委員会における計画的な採用・人事、バランスの取れた教師の年齢構成の実現
- ・障害のある教師等の教育関係職員の活躍の実現
- ・新しい生活様式の中でも滞りのない研修の実現
- ・研修を通じた現職教師のICT活用指導力の更なる向上

アウトカム(成果目標)

- ・教職課程を持つ大学への先導的な教職科目の普及及び当該大学における新たな社会に求められる資質・能力を有する教師の育成の実現
- ・多様な人材を教育界内外から確保し、質の高い教職員集の実現
- ・新しい生活様式の中においても、技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化に応じた研修の体系的かつ効果的な実施の実現

インパクト(国民・社会への影響)

質の高い多様な教師集団により、子供たちが予測不能な未来社会を主体的に生き、社会の発展に創造的に参画する力を育成する学校教育が行われ、一人一人の児童生徒が持続可能な社会の創り手となる。

Society5.0時代に対応した教員養成を先導する教員養成フラッグシップ大学の在り方について (最終報告) 【概要】

令和2年1月23日
教員養成のフラッグシップ大学検討WG

「教員養成フラッグシップ大学」の目的・必要性

- ✓ 教師の養成・研修に大きな役割を担っている教員養成大学・学部等の現状としては、教育現場が期待する新たな教育課題やニーズに適時・的確に対応し得る機動的な教員養成・研修の深化、またそれを超えた先導的な試行等を十分に行えるだけの体制・状況とはなっていない。
- ✓ 「教員養成フラッグシップ大学」の構想は、このような現状から踏み出し、Society5.0時代にふさわしい教員養成の在り方自体を変革していくための牽引役となる大学を創出する必要があるとの危機感から提言されたものである。

「教員養成フラッグシップ大学」の役割

(1) 我が国の教員養成を新たな次元へと変革する牽引役

- ・ 先導的・革新的な取組を行い、その成果を他の教員養成大学・学部等に展開していくための牽引役となること。

(2) 我が国の教員養成ネットワークの中核

- ・ 先導的・革新的な取組の成果を他大学に展開するための教員養成大学・学部、教職課程認定大学間のネットワークの中核的な役割を担うこと。

(3) 学校教育の課題解決への寄与、政策提言の機能

- ・ 我が国の教育が直面する様々な課題を解決するための理論と実践に裏付けられた対応策の提示・支援、さらには教育や教員養成の近未来像の描出、研究成果に基づく政策提言等を行うこと。

⇒ 真にこのような役割・機能を果たすことが見込まれるごく少数の拠点となる大学に限定して選定を行うべき。

国として行うべき条件整備、支援等

(1) 制度面・予算面での支援

- ・ 既存の仕組みに縛られることなく先導的・革新的な取組に挑むことができるよう、特例的な扱いを可能とする必要があり、国はそのための制度の整備を行うべき。

(2) 他大学、教育委員会、学校現場を含む環境の整備

- ・ 取組の成果を速やかに現場での実践に生かせるように、関係者間で共有するための「教員養成フラッグシップ大学」以外の教職課程認定大学や学校における情報通信環境の整備が必要。
- ・ 国から各教育委員会や公私立学校等への積極的な協力の要請等の考慮。

「教員養成フラッグシップ大学」の選定等

(1) 公募・選定

- ・ 必要な要件を明示した上で希望する大学を募り、専門家（例えば教員養成部会の下に設置される委員会）による厳正な評価・選定を行う。
- ・ 選定の期間は5～6年間程度。
- ・ 令和3年度から取組を想定し、令和2年度中に初回の公募・選定を行う。

(2) 要件

■ 全学体制

- ・ 教員養成を主たる目的とする学部又は学科等、教職大学院、附属学校（又はこれに準ずる連携協力校）を全て備えていること。
- ・ 学長のリーダーシップの下に、全学で一体的かつ継続的に取り組むガバナンスやマネジメントの体制が構築されていること。

■ 教員養成の実績、体制

- ・ 教員養成において、特に優れた実績を有していること。

■ 教育研究力

- ・ 教員養成・研修及びこれに密接に関連する分野において、特に高い教育研究力と優れた実績を有していること。

■ 研究開発計画・構想

- ・ 先端技術、科学的知見、外部人材等を効果的に活用した創造的、革新的、挑戦的な今後の教員養成の在り方に関する研究開発計画や構想を有していること。

■ 多様な関係機関との連携・協働

- ・ 国内外の関係機関等との連携に積極的に取り組み、顕著な実績を有していること。

■ 教育環境と財政基盤

- ・ 未来の教室を先取りした学習環境の整備に自ら意欲的に取り組んでいること。

■ 大学教員養成戦略

■ 現職研修

■ 教職を志す社会人対象のプログラムの実施等

■ 附属学校

■ 成果等の普遍化、発信、共有

等

(3) 評価

- ・ 取組の進捗を評価し、必要に応じ計画の見直し等を行う仕組みが必要。